

消防消第 197 号
平成 26 年 10 月 17 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴
う消防吏員の階級に係る人事評価等の運用について(通知)

地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ること等を目的として、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）が、本年 5 月 14 日に公布され、公布の日から 2 年以内に施行することとされました。これに伴い、総務省自治行政局長から、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について（通知）」（平成 26 年 8 月 15 日付け総行公第 67 号・総行経第 41 号）が発出されたところ、各消防本部においても、同通知を参考に、適切な対応が必要となります。

消防吏員については、階級についても、課長、係長等の一般的な役職同様、改正法による改正後の地方公務員法（以下「改正後地公法」という。）に基づき、職制上の段階として階級ごとの標準職務遂行能力を定めること等が必要となるため、特段の留意事項を下記に示します。

貴職におかれましては、上述の自治行政局長通知及び本通知の内容について十分に留意するとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであり、また、この内容については、総務省自治行政局長と協議したものであることを申し添えます。

記

- 1 標準職務遂行能力（改正後地公法第 15 条の 2）について
 - (1) 消防吏員の標準職務遂行能力を定めるに当たっては、職制上の段階の標準的な職として、課長、係長等の一般的な役職に加え、消防吏員の階級についても定める必要があること。

ただし、具体の運用としては、別紙のとおり、課長、係長等の一般的な役職について標準職務遂行能力を定めた上で、各段階の職と階級との対応関係を定めることにより、標準職務遂行能力を一元的に定める方法が考えられること。

- (2) 課長、係長等の一般的な役職と階級の標準職務遂行能力を一元的に定める場合、1つの役職において2つ以上の階級が対応している消防本部にあっては、同じ役職であっても、階級の上下により職制上の段階の上下が生じていることから、1つの職制上の段階に複数の階級が存しないよう職制上の段階を区切って各階級に対応した標準職務遂行能力をそれぞれ定める必要があること（別紙中「係員」の項参照）。

なお、職制上の段階が異なる2つ以上の役職において同一の階級が対応することは、差し支えないこと。

- (3) 職制上の段階が同一の職であっても、消防本部において勤務する職員と消防署において勤務する職員のそれぞれに求められる標準職務遂行能力が異なる場合には、それぞれ標準職務遂行能力を定める必要があること。

2 人事評価（改正後地公法第23条―第23条の4）について

人事評価については、課長、係長等の一般的な役職と階級のそれぞれについて行う必要があるが、上記1（1）で示したように、課長、係長等の一般的な役職と階級の標準職務遂行能力を一元的に定める場合、当該職について人事評価を行うことをもって、階級についても人事評価を行ったものと解されることから、課長、係長等の一般的な役職と階級のそれぞれ別に人事評価を行う必要はないこと。

3 等級等ごとの職員の数の報告（改正後地公法第58条の3第1項）について

任命権者は、地方公共団体の長に対し、等級及び職制上の段階ごとの職員の数を報告しなければならないとされているところ、消防吏員については、階級も職制上の段階であるため、階級ごとにも職員の数を報告しなければならないこと。

なお、等級及び職制上の段階ごとの職員の数の報告及び公表に係る運用については、総務省自治行政局から別途通知される予定であるので、留意されたいこと。

以上

消防庁消防・救急課
担当：大河内・日影・馬内
TEL：03-5253-7522

消防職員の標準職務遂行能力のイメージ

職制上の 段階の 標準的な職	具体的な職		標準職務遂行能力		階級
	消防本部	消防署			
部長	部長		倫理	全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、部の重要課題に責任をもって取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	☆☆☆
			構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、住民の視点に立って、部の重要課題について基本的な方針を示すことができる。	
			判断	部の重要課題について、高い識見を持って冷静かつ迅速に適切な判断を行うことができる。	
			説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、消防長を助け、関係者と困難な調整を行い、職場内外において合意を形成することができる。	
			業務運営	関連分野への影響を把握し、幅広い視野から適切に業務を運営することができる。	
			組織統率・ 人材育成	高い指導力を発揮し、部下の統率を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。	
課長	課長	署長	倫理	全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、所掌する事務の課題に責任をもって取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	〇〇〇
			構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、住民の視点に立って、所掌する事務の課題に対応するための方針を示すことができる。	
			判断	所掌する事務の責任者として、豊富な知識・経験及び情報に基づき、適切な判断を行うことができる。	
			説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、職場内外において合意を形成することができる。	
			業務運営	適切に業務を配分し、進捗管理及び的確な指示を行うことができる。	
			組織統率・ 人材育成	部下の統率を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。	
			指揮（災害 現場において活動する 消防吏員）	災害状況を的確に把握した上で、自ら活動方針を決定し、全部隊の統括的な指揮を行うことにより、成果を挙げることができる。	

消防職員の標準職務遂行能力のイメージ

職制上の 段階の 標準的な職	具体的な職		標準職務遂行能力		階級
	消防本部	消防署			
課長補佐	課長補佐	課長 分署長	倫理	全体の奉仕者として、担当業務の第一線において課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	●●●
			企画・立案、 課題対応	担当業務について、問題点を的確に把握し、施策の企画・立案や課題対応の実務の中核を担うことができる。	
			判断	自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。	
			説明・調整	担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。	
			業務遂行	段取りや手順を整え、効率的かつ効果的に業務を進めることができる。	
			部下の活用・育成	部下の活用を行うとともに、指導・育成を行うことができる。	
			指揮(災害現場において活動する消防吏員)	災害状況を的確に把握した上で、自らも具体的な活動方針を決定し、出場部隊の指揮を行うことにより、成果を挙げることができる。	
係長	係長	係長	倫理	全体の奉仕者として、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	△△△
			課題対応	業務に必要な知識・技術を十分に有しており、課題に対応することができる。	
			説明・協調性	担当する事案について分かりやすい説明を行うとともに、職場内外において協力的な関係を構築することができる。	
			業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。	
			部下の活用・育成	部下の活用を行うとともに、指導・育成を行うことができる。	
			指揮(災害現場において活動する消防吏員)	災害状況を的確に把握し、上位階級者を補佐するとともに、自らも具体的な活動方針を決定し、出場部隊の指揮を行うことができる。	

消防職員の標準職務遂行能力のイメージ

職制上の 段階の 標準的な職	具体的な職		標準職務遂行能力		階級
	消防本部	消防署			
主任	主任	主任	倫理	全体の奉仕者として、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	▲▲▲
			知識・技術	業務に必要な知識・技術を有している。	
			コミュニケーション	職場内外において円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	
			業務遂行	計画的かつ確実に業務を遂行することができる。	
			指揮・消防活動(災害現場において活動する消防吏員)	災害状況を的確に把握し、上位階級者の下命又はこれがないときには自らの判断により自隊の活動方針を決定し、指揮及び消防活動を行うことができる。	

消防職員の標準職務遂行能力のイメージ

職制上の 段階の 標準的な職	具体的な職		標準職務遂行能力		階級
	消防本部	消防署			
係員 (□□□の階 級にある者、 消防吏員以外 の消防職員)	係員	係員	倫理	全体の奉仕者として、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	□□□
			知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。	
			コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	
			業務遂行	計画的に業務を遂行することができる。	
			消防活動(災害現場において活動する消防吏員)	自己の隊長の下命の下、災害状況に応じて、より効果的な消防活動を行うことができる。	
係員 (■ ■ ■ の階 級にある者)	係員	係員	倫理	全体の奉仕者として、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。	■ ■ ■
			知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。	
			コミュニケーション	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとることができる。	
			業務遂行	計画的に業務を遂行することができる。	
			消防活動(災害現場において活動する消防吏員)	自己の隊長の下命の下、災害状況に応じた消防活動を行うことができる。	